

議案第65号

財産を無償で貸し付けること（米子勤労者体育センター及び周辺施設の用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

| 種 類 | 所 在 地 | 数 量 |
|-----|------------------|-----------------------------|
| 土 地 | 米子市尾高2346番1ほか78筆 | 55,932.51平方メートル (持分2分の1) |

2 相手方

米子市加茂町一丁目1番地

米 子 市

3 貸付期間

平成25年3月31日から平成35年3月30日まで

4 理 由

県内の勤労者の福祉の増進と県民の豊かさの向上を目的として、米子勤労者体育センター及びその周辺の用地のうちの県所有分について、米子市に無償で貸し付けしようと

するものである。